日本認定遺伝カウンセラー協会ロゴ使用規程

(目的)

第1条 日本認定遺伝カウンセラー協会ロゴ使用規程(以下「ロゴ使用規程」)は、日本認定遺伝カウンセラー協会(以下「協会」)のロゴ(以下、「協会ロゴ」)の使用に関する基本ルールを定めたものである。

協会ロゴの使用を希望する者(以下「使用者」)は、ロゴ使用規程に定める範囲内で、規程を遵守する場合に限り、協会ロゴを使用することができる。使用者は、協会ロゴの使用にあたり、ロゴ使用規程に同意したものとみなす。

(権利帰属)

第2条 協会ロゴに関する一切の権利(著作権、商標権等)は、すべて協会に帰属する。

(使用目的)

- 第3条 使用者は、以下の場合に限り、協会ロゴを使用することができる。
 - 1) 協会の活動の一環として協会ロゴを使用する場合(協会主催/共催イベントのポスター等の関連資料での使用、協会が管理運営するソーシャルメディアでの使用等)
 - 2) 使用者が、協会の会員であることを視覚的に明示するために協会ロゴを使用する場合(名刺やメール署名、スライドでの使用等)
 - 3) 1),2)に該当しないが、別途使用者より協会ロゴ使用許可が申請され、理事会で承認された場合

(禁止事項)

- 第4条 使用者は、協会ロゴの使用にあたり、以下の行為が禁止される。
 - 1) 別途協会の許諾を得ることなく、前条に定める使用目的以外に協会ロゴを使用すること
 - 2) 協会ロゴの変形、加工、改変
 - 3) 協会の誹謗中傷またはその評判を貶めるような方法で協会ロゴを使用すること
 - 4) 違法、反社会的勢力に関連する内容、わいせつまたは公序良俗に反する内容の媒体等で協会ロゴを使用すること
 - 5) その他、理事会が当協会の裁量において不適切と判断する方法で協会ロゴを使用すること

(前条に違反した場合)

第 5 条 理事会は、使用者がロゴ使用規程に違反して協会ロゴを使用していると認めた場合、又は当協会の裁量で必要と判断した場合、使用者に対して、協会ロゴの使用停止、その他、協会が必要かつ適切と判断する措置を講じることができる。

(損害賠償)

第6条 使用者がこの規程に違反した場合、理事会は、これにより協会が被った全部または 一部の損害の賠償を当該者に求めることができる。

(相談窓口等)

第7条 協会ロゴ使用に関する相談窓口およびこの規程に違反する事実の通報窓口は広報・ネットワーク委員会担当理事とする。

附 則

この規程は、令和3年7月1日から施行する。